

広島県告示第六百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

平成二十二年七月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員</p>	<p>委任した事務</p>	<p>委任した年月日</p>
<p>広島県自治総合研修センターに所属する次の職員 松岡 弘道</p>	<p>当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）</p>	<p>平成二十二年四月一日</p>
<p>広島県西部農業技術指導所に所属する次の職員 錦織 典章</p>	<p>当該出納員の所属する解の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。）</p>	<p>平成二〇年四月一日</p>
<p>広島県立文書館に所属する次の職員 神原 真一</p>	<p>当該出納員の所属する館の物品の出納及び保管</p>	<p>平成二十二年四月一日</p>
<p>広島県立身体障害者更生相談所に所属する次の職員 山前 和之</p>	<p>当該出納員の所属する所の物品の出納及び保管</p>	<p>平成二十二年四月一日</p>